

## 電力小売全面自由化がスタートしました

～便乗商法にはくれぐれもご注意ください～

最近、「電力の自由化」という言葉を耳にする機会が増えました。「電力の自由化」とは何でしょうか。民間企業の調査では、多くの人々が「聞いたことはあるけどよくわからない」と答えています。「電力の自由化」によって、消費者は色々なメリットが得られる反面、全国の消費生活相談センターには、関連のトラブルなども寄せられています。

今号では、はじまったばかりの「電力の自由化」について考えてみましょう。

### 1 電力の自由化って何？

これまで一般の家庭向けの電力は、各地域の電力会社（東京電力、関西電力など）が販売を独占していました。しかし、法律が改正され、2016年4月から、各地域の電力会社以外にも、さまざまな事業者が、電力を消費者に直接販売が出来るようになりました。



イラストは政府広報オンラインより転載

### 2 電力の自由化で何が変わった？

電力の小売事業者が増えて競争が活発化し、さまざまな料金メニューやサービスが提供され始めました。消費者は他の商品と同じように、自分の生活や考えに応じたプランや電力会社を選択できるようになりました。

## プランやメニューの一例



### 3 電力の自由化で変わらないことは？

電気はこれまで通り、現在の電力会社の送電線を使って送られてくるため、契約する会社が変わっても、「電気の品質」や「信頼性」は変わりません。

### 4 電力会社を変更する時に気を付けることは何？

#### □ 契約先は登録された事業者ですか？

電力を販売するには、国に小売電気事業者としての登録が必要です。

経済産業省のHP「小売電気事業者一覧」から「登録の有無」が確認できます。

\*平成28年4月1日現在280社が登録

#### □ 契約内容は理解しましたか？

- ✓ 契約事務手数料の有無と金額
- ✓ 契約期間
- ✓ 途中解約の条件（解約料の有無と金額）
- ✓ 割引の条件（割引額と対象の期間）
- ✓ クーリング・オフ

（訪問販売・電話勧誘販売で申込みをした時、\*8日以内であればクーリング・オフが可能）

\*法定書面を受取った日から起算し8日以内

これまでの電気メーターから\*スマートメーターへの取り換えが始まっています。電力会社を変える場合は優先的に交換されます（設置は原則無料）

\*スマートメーターとは

通信機能を持ち、電気の使用量を遠隔で検針したり、30分ごとの使用量を計測したりできる新しい電気メーター。

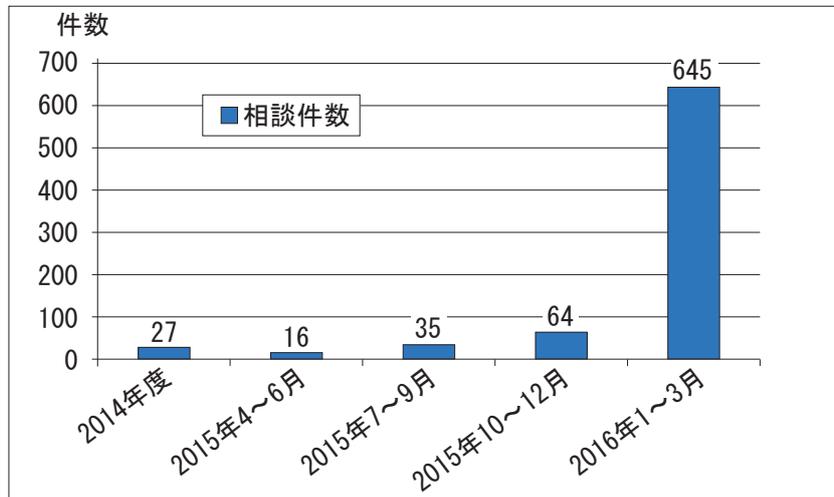
写真は政府広報オンラインより転載



## 5 関連するトラブルはあるの？

全国の消費生活センターには、「電力の自由化」に関連した不審な勧誘や便乗商法の相談が寄せられています。

電力小売自由化に関する相談件数の推移



(出所：国民生活センターHP2016年4月1日：公表データより)

### 【相談事例】

- ・ 電力小売自由化前に太陽光発電システムを設置し売電すればもうかると電話があった。
- ・ 電力会社の提携会社と名乗り「自由化で料金が安くなる、そのための調査だ」と言われ、同意書に署名したが、契約したことになっていないか。

**もうけ話や点検・調査を装って個人情報を読み出す手口には十分に注意してください!!**

## 6 相談窓口はあるの？

電力自由化について知りたいとき	契約トラブルなどについて
<b>電力自由化専用ナビダイヤル</b> <b>☎0570-028-555</b> 受付時間：月～金曜日 9：00～18：00 (土日祝日、年末年始を除く)	<b>品川区消費者センター</b> <b>☎03-5718-7182</b> 受付時間：月～金曜日 9：00～16：00 (電話のみ) 第4火曜日16：00～19：00 (電話のみ) 土曜日 12：30～16：00
<b>経済産業省ウェブサイト</b> エネ庁 電力小売自由化で検索	

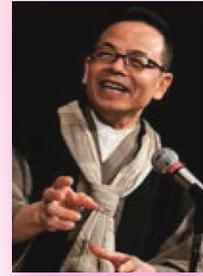
## 7 契約はあわてずに!!

電力会社を必ず変える必要はありません。今は変えたくないと言う場合は、特段の手続きをしなくても、現在契約してる電力会社から引き続き電力が供給されます。じっくり検討してから、変更するか継続するかを決めても遅くはありません。

# お知らせ

= 5月は消費者月間です =

統一テーマ『みんなの強みを活かせる安全・安心な社会に一億総活躍～』  
☆消費者月間特別講演会



『爆笑！アホちゃいまんねん 詐欺でんねん?!』

～笑って学べる！転ばぬ先のお金学～』

日時：5月24日（火）午後2時～3時30分

講師：いちのせ かつみ氏

内容：2月に開催した「消費生活・社会貢献活動展」で大人気だった講演の第2弾です！  
お金とは？人生とは？をおもしろく・楽しく学びましょう。

場所：第三庁舎6階 講堂

申込：4/21から電話5718-7181 消費者センターへ

☆消費者啓発パネル展

暮らしに役立つ情報や注意情報などのパネル展示を行います。

期間：5月19日～5月31日まで

場所：第一庁舎～第二庁舎3階渡り廊下

☆街頭啓発

悪質商法による消費者被害を未然に防止するため、街頭啓発を行います。

日時：5月30日（月）午後2時30分～

**こ** のもうけ話、信用できるの？

**ま** ったく身に覚えのない請求書が届いた。

**つ** かいすぎたクレジットカードについて相談したい。

**た** またまクリックしたら、有料サイトの請求画面が出て消せなくなった。

**ら** ッキーですね、あなたは海外の宝くじに当選しました！との手紙が届いた。

## 困ったときは、消費者センターにご相談ください。

毎日生活している中で起きるトラブル、契約や商品に関する疑問など一人で悩まないでください。  
消費生活相談員が公正な立場に立って、解決の糸口や問題点を見出すお手伝いをいたします。

**消費生活相談専用ダイヤル ☎03-5718-7182**

受付時間：月～金曜日 午前 9：00～午後4：00

第4火曜日 午後 4：00～午後7：00（電話のみ）

土曜日 午後12：30～午後4：00（電話のみ）

消費センターの主な仕事や、消費生活相談の内容については品川区ホームページをご覧ください。